



2022年4月25日

各 位

会 社 名 スギホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉 浦 克 典
(コード番号 7649 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 経営企画室長 笠 井 真
(TEL 0562-45-2744)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月20日開催予定の第40回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社としましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生の際は、社会のデジタル化の進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

本議案が可決され、本定款変更が効力発生した場合、当社の取締役会が株主総会開催の都度、株主の皆様の利益に最大限配慮しつつ、開催方法を決定いたします。取締役会における審議におきましては、株主の皆様の権利保障と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策、その他の社会的要請、ステークホルダーの皆様のご意見および当社独立社外役員の客観的視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。

なお、本定款変更に関しては、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものといたします。ただし、当社が、本議案を株主総会でご承認いただく日において、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けている場合は、当該日を効力発生日といたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

(1) 場所の定めのない株主総会について

現行定款	変更案
------	-----

<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
--	---

(2) 電子提供制度について

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年5月20日

定款変更の効力発生日 (予定)

上記1. (1) 定時株主総会での決議に加え、株主さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日。ただし、当社が、定時株主総会開催日までに、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けている場合は、定時株主総会開催日。

上記1. (2) 2022年5月20日